

# 平成28年度西日本海難防止強調運動実施結果

## 全国海難防止強調運動実施結果

平成28年7月16日から31日までの間、「全国海難防止強調運動」を実施した。

本運動は船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者、マリレジャー関係者など、船舶運航に直接関わる者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図ることにより、海難の発生を防止することを目的としたものである。

### 1 実施事項

平成28年度の全国海難防止強調運動の運動方針において、「小型船舶の海難防止」「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」を重点事項として定め、次の事項を実施した。

#### (1) 広報活動

- ・ 港内・街頭パレード、一日海上保安官等による企業訪問及び広報活動
- ・ 官公署、フェリーターミナル、競技場、各種イベント会場等におけるポスター、立看板、電光掲示板等を効果的に活用した広報活動
- ・ 地元ケーブルテレビ及びミニFM局出演による広報活動
- ・ 公共交通機関を利用した広報活動

#### (2) 安全に関する指導、教育、訓練

- ・ 活動中のプレジャーボートや在港船等に対する訪船・現場指導
- ・ 旅客船、危険物取扱業者等の事業者及び漁業協同組合、マリーナ等を訪問しての安全指導
- ・ プレジャーボート愛好者及び漁業関係者等に対する海難防止講習会、小中学生を対象とした海上安全教室
- ・ 運輸支局、地区小型船安全協会と連携した合同パトロール
- ・ 小型船安全協会、水難救済会等民間組織と連携した安全教室

### 2 実施結果(平成28年度と平成27年度の比較)

期間中の主な行事等	平成28年度	平成27年度
訪船及び現場指導	928隻	581隻
海難防止講習会及び海上安全教室等の開催	76回 (3,926人)	45回 (2,441人)
海上パレード・一日海上保安官等の各種行事	67回	54回

### 3 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶は27隻で、平成27年の25隻と比べて2隻増加した。

海難種類別では、衝突が7隻と最も多く、次いで運航阻害6隻、機関故障5隻の順に発生し、用途別ではプレジャーボートが19隻と最も多く、次いで漁船が8隻の順となっており、すべて小型船による海難が占めている。

#### 参考

※海難種別

衝突 7隻、運航阻害 6隻、機関故障 5隻、乗揚 4隻、推進器障害 3隻、火災 2隻

※運航阻害：バッテリー過放電、燃料欠乏、ろ・かい喪失及び無人漂流をいう。

安全阻害：転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天避航をいう。

# 夏季安全推進運動実施結果

## 1 運動の趣旨

プレジャーボート等の海難を減少させるため、マリンレジャー活動による海難が増加傾向にある夏季に集中して、「発航前点検の徹底」「常時適切な見張りの徹底」「気象・海象情報の入手活用」「自己救命策確保の推進」「遵守事項の徹底」を重点事項として定め、夏季安全推進運動を実施した。

## 2 実施期間

平成28年8月1日（月） ～ 平成28年8月31日（水）

## 3 実施内容

### (1) 安全啓発活動

小型船舶免許更新者、漁業者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

●実施回数 71回（1,457名）

### (2) 訪船指導

港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、運輸支局、警察署、J C I（日本小型船舶機構）、小型船安全協会、PW安全協会等と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

●訪船指導 438隻

●訪問マリーナ等 185箇所

●合同パトロール 6回

### (3) 広報活動

マリーナ、マリンレジャーショップ等を訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、地元FM局出演による広報活動を実施した。

## 4 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶32隻のうち、小型船舶の海難はプレジャーボート17隻、漁船6隻、遊漁船1隻の計24隻となっている。

海難種類内訳は、衝突10隻、推進器障害5隻、運航障害3隻、機関故障・乗揚げ・安全障害がそれぞれ2隻の順で発生している。

主な海難原因は、衝突は見張り不十分と操船不適切、推進器障害は操船不適切、運航障害は無人漂流と整備不良、機関故障は整備不良、乗揚げは船位不確認と水路調査不十分、安全障害は気象・海象不注意によるものだった。

# 漁船安全操業推進運動実施結果

## 1 運動の趣旨

沿岸海域をその操業(活動)の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象条件が厳しくなる冬季を前に、「常時適切な見張りの徹底」「早期避航等適切な操船の励行」「気象・海象情報の入手活用」「自己救命策確保の推進」「遵守事項の徹底」を重点事項として定め、漁船安全操業推進運動を実施した。

さらに、漁業協同組合員が連携した無事故活動を推進するため、平成27年度から開始した漁船セーフティラリーを平成28年度も引き続き実施した。

## 2 実施期間

平成28年10月1日(土) ～ 平成28年10月31日(月)

## 3 実施内容

### (1) 安全啓発活動

漁業関係者、小型船舶免許更新者、遊漁船関係者等を対象とした海難防止講習会を開催した。

●実施回数 40回(1,260名)

### (2) 訪船指導

漁港内に停泊している小型船舶に訪船指導を実施するとともに、小型船安全協会と合同でパトロール及び啓発活動を実施した。

●訪船指導 262隻

●訪問マリーナ・漁協 166箇所

●合同パトロール 3回

### (3) 広報活動

漁業協同組合を中心に訪問し、ポスター及びリーフレットを配布のうえ掲示依頼したほか、地元FM局出演による広報活動を実施した。

### (4) 漁船セーフティラリー(期間延長:～12月31日(土))

第七管区海上保安本部管内に所在する漁業協同組合・支所等(280箇所)のうち188箇所が参加し、168箇所が期間中に所属漁船の無事故を達成しており、海上保安部署から無事故認定証が授与された。

無事故達成率は89パーセント(平成27年:87パーセント)と高い数字であり、漁業者が連携して安全意識の向上を図り達成した成果と考えられる。

## 4 期間中の海難発生状況

運動期間中の海難船舶36隻のうち、小型船舶の海難はプレジャーボート18隻、漁船10隻、遊漁船1隻の計29隻となっている。

小型船舶のうち漁船の海難種類内訳は、機関故障6隻、衝突5隻、運航阻害5隻、推進器障害5隻、乗揚・その他がそれぞれ4隻の順で発生している。

主な海難原因は、機関故障は整備不良、衝突は見張り不十分、運航阻害はバッテリー一過放電・操船者の海中転落、推進器障害は操船不適切・気象・海象の不注意、乗揚げは船位不確認と水路調査不十分、その他は有人漂流によるものだった。

## 地区連絡会議が定める海難防止運動実施結果

### 1 運動の趣旨

平成22年度から地域特性を考慮した海難防止思想の普及を図るための運動や施策を地区ごとに企画立案し展開してきており、平成28年度の実施結果は以下のとおりである。

### 2 各地区の海難防止運動

#### (1) 仙崎・萩地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 イ) 仙崎かわら版118の配布等による海難防止活動  
ロ) 緊急海難防止指導
- ② 実施期間 イ) 周年  
ロ) 平成28年5月17日(火)～5月31日(火)

※ 漁業者の海中転落事故が連続して発生したことから、漁協各支店を通じて漁業者に対し、海難防止への取り組みに関するアンケート調査を実施、漁協各支店にて緊急海難防止指導を行った。

#### (2) 関門地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 ふくそう海域海難防止運動
- ② 実施期間 周年

※ 関門港において不安全航行を行った船舶等に対して厳重な個別指導を実施し、同港における特定航法の遵守及び潮流による圧流を考慮した適切な操船を徹底させたほか、小型船舶関係者が大型フェリーに体験乗船し、大型船の視点から関門海峡を通峡することで海難防止意識の向上を図った。

#### (3) 洞海地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 イ) 洞海地区貨物船海難防止強調運動  
ロ) 洞海地区小型船海難防止強調運動(洞海地区イブニング運動)
- ② 実施期間 イ) 平成29年2月6日(月)～17日(金)  
ロ) 通年

※ 管内の特徴として、貨物船及びタンカーの出入港が多い地域であること、また管内海難船舶隻数に占める小型船の割合が依然多いことから、これらの海難防止活動を実施した。

#### (4) 福岡地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 福岡地区プレジャーボート海難防止運動

- ② 実施期間 平成28年9月1日（木）から9月30日（金）

※管内の特徴として、船舶種類別でプレジャーボートの海難が多いことから、プレジャーボート運航者の安全意識の高揚・啓発を図り、ヒューマンエラーによる海難を撲滅するため、水上オートバイジェット噴流検証・海上安全指導員と合同パトロールの実施・小型船舶免許証の更新前10min講習を実施した。

#### (5) 有明海海難防止対策推進連絡会

- ① 運動の名称 有明地区小型船海難防止強化運動

- ② 実施期間 周年

※ 管内の特徴として、小型船による海難が殆どであることから、小型船舶免許更新講習会に合わせた海難防止講習会等のほか、新たにFMラジオを活用した広報活動を周年実施した。

#### (6) 玄海地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 発航前点検励行キャンペーン

- ② 実施期間 平成28年10月1日（土）から10月31日（月）

※ 昨年7月から、遵守事項の「発航前検査義務」及び「見張りの実施義務」の違反者に、行政処分である違反点数が付されることになったことから、事故防止の観点も含め、特に発航前点検の励行を重点的に周知・指導を図った。

#### (7) 長崎・五島地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 まき網・以西底びき網漁船海難防止運動

- ② 実施期間 周年

※ 平成21年に発生したまき網漁船の海難の再発防止を図るため継続実施し、また管内の特徴として、小型漁船の海難が多いことから、これらを防止するため実施した。

#### (8) 佐世保地区海難防止強調運動推進連絡会

- ① 運動の名称 佐世保地区安全の種まき運動

- ② 実施期間 周年

※ 管内の特徴として、海難隻数の多くを小型船舶が占めていることから、海難防止講習会及び訪船指導等を通じ、安全の種（安全運航の知識）を蒔いて、安全の花（無事故）を咲かせる運動を展開した。

#### (9) 対馬地区海難防止強調運動推進連絡会議

- ① 運動の名称 イ) 対馬漁船安全操業推進運動

ロ) 対馬地区漁船セーフティラリー

- ② 実施期間 イ) 平成28年9月15日（木）～9月30日（金）

ロ) 平成28年9月15日（木）～9月30日（金）

※ 管内の特徴として、船舶種類別で漁船の海難が最も多いことから、漁船安全操業推

進運動（七管区の地方運動）の期間を先行し、これら船舶海難を防止するため実施した。

対馬沿岸周辺のハザードマップ（危険な海域）を作成のうえ、海難防止講習会等を活用し漁業者に配布した。また、高齢者の救命胴衣着用を推進するため、孫から祖父へ救命胴衣着用メッセージを送る活動を実施した。

#### (10) 大分県海難防止強調運動推進連絡会

① 運動の名称 イ) サンデーモーニング活動

ロ) W・C活動

② 実施期間 イ) 周年

ロ) 周年

※ プレジャーボートが多く出港する休日の時間帯（早朝4時頃～）を捉え、発航前点検・見張りの徹底・自己救命策の確保を直接呼びかけるとともに、釣り人に対して足元確認・ライト携行等、不注意からの海中転落防止について呼びかけを実施した。

また、マリンレジャー愛好者が多く訪れる釣具店、沿岸部のコンビニエンスストアおよび、海事関係、漁協等のトイレに海難防止啓発ポスターの掲示を実施した。